平成２２年（フ）第１４０４号
兵庫県三田市上青野586番地６、従前の住所
兵庫県三田市天神１丁目２番10号
債務者　野田　博見
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０９号
神戸市垂水区狩口台４丁目20番207号
債務者　小田切高史
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　清彦
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１８号
神戸市西区富士見が丘４丁目９番地の３、旧住所兵庫県西脇市黒田庄町岡1075番地の65
債務者　中田建太郎
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
兵庫県宍粟市山崎町下牧谷507番地
債務者　入江良之助
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３５４号
福岡県朝倉市比良松105番地１県営住宅比良松団地３棟103号
債務者　梁瀬　久代（旧姓草場）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７号
鹿児島県姶良市平松4880番地１　シャルマンコートＡ棟102号
債務者　川田　美希
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
鹿児島県霧島市国分向花町３番57―201号　マネージⅠ
債務者　松元　隆幸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
鹿児島県霧島市隼人町住吉2588番地８　ユーミーひまわり204号
債務者　丸山　　卓
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
埼玉県日高市大字上鹿山345番地５
債務者　小倉恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目17番４―304号
債務者　髙橋　直美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２１号
茨城県つくば市上郷1941番地の９
破産者　有限会社常陽機材
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４８１号
千葉市若葉区千城台北１丁目16番１号
破産者　千葉エーエルシー販売株式会社
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５８号
千葉県八街市八街ほ225番地
破産者　東洋新建材株式会社
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第８１号
福井市玄正島町６号16番地７
破産者　株式会社富永機械製作所
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８号
兵庫県豊岡市但東町出合200番地
破産者　北伸ダイカスト株式会社
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係